

## 交付までの流れ

### ～申請から交付まで～

#### 01 事前申請

来島の **1週間前まで** に郵送にて申請ください。



#### 02 交付決定

交付決定通知書を送付します。



#### 03 来島

補助対象となる活動を行う。  
宿泊費、レンタカー代等領収書が必要になりますので大切に保管してください。



#### 04 実績報告

活動終了後、**30日以内** に提出ください。



#### 05 交付額確定

審査後交付額が確定した場合、交付額確定通知書を送付します。



#### 06 補助金交付

### 事前申請提出書類

- ①吉崎市 UI ターン促進短期滞在事業移住活動補助金等交付申請書
- ②吉崎市 UI ターン促進短期滞在事業移住活動計画書
- ③吉崎市 UI ターン促進短期滞在費補助金計算書
- ④活動予定表
- ⑤誓約書
- ⑥住民票（申請者全員分）
- ⑦市税等の未納がない証明書（申請者全員分）※子ども、学生の場合は不要

### 実績報告提出書類

- ①吉崎市 UI ターン促進短期滞在事業移住活動補助金等実績報告書
- ②吉崎市 UI ターン促進短期滞在事業移住活動報告書
- ③吉崎市 UI ターン促進短期滞在費補助金計算書
- ④吉崎市ターン促進短期滞在費補助金請求書
- ⑤振込口座の通帳の写し
- ⑥領収書の写し

- 吉崎市滞在期間中、政策企画課職員との面談が必要になります。